

令和4年11月16日
＜問い合わせ先＞
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年9月30日（金）から10月29日（土）までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案に関する意見募集を行いました。このうち関係政令について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※省令案に関する意見募集の結果につきましては、今後、関連する省令の公布に併せて公表する予定です。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※9の個人・団体から合計15件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
採光規定を合理化することは反対である。	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第28条第1項の採光規定は、居室内の明るさや防湿の確保などの観点から設けられている規定です。今回の改正は、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次答申)及び建築基準制度のあり方(第4次答申)について」(令和4年2月1日社会資本整備審議会)において、講ずべき施策の方向性として「採光規定について、有効な明るさの確保の措置が行われることを前提に、住宅の居室に必要な採光上有効な開口部面積に関する規制を合理化する。」旨が示されたことを踏まえたものですが、これは法制定当時には室内の明るさや防湿などの衛生的な環境の確保は「自然光」に依存していましたが、照明・暖房設備、断熱仕様等の普及・発展に伴う室内環境の大幅

	<p>な改善により、自然光に依存することなく、常時、衛生的な環境を確保できるようになったため、講じるものです。</p>
<p>居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合について、偏西風によって西日本より東日本の建築物の方が環境への負荷が低いため、東日本の建築物に対する緩和を検討すべき。</p>	<p>法第 28 条第 1 項の採光規定は、居室内の明るさや防湿の確保などの観点から設けられている規定であるため、偏西風の影響は考慮しておりません。</p>
<p>停電時の避難安全性を確保するため、採光の代替措置として設置する照明設備には非常用電源の併設を検討すべきではないか。</p>	<p>令第 126 条の 4 の規定において、火災等による停電時の避難安全性を確保するため、一定の居室に対し、予備電源を備えた非常用照明設備の設置を求めています。一戸建ての住宅や共同住宅の住戸部分は特定少数の者が小規模空間を占有するものであるため、避難上支障がないものとして非常用の照明設備の設置は不要としております。</p>
<p>令第 19 条第 3 項のただし書の適用が可能な用途や、具体の代替措置を明確にすべき。</p>	<p>令第 19 条第 3 項のただし書の適用が可能な用途や、具体の代替措置については、告示に規定する予定です。</p>

<p>完了検査時に確認すべき事項を明確にすべき。</p>	<p>具体の代替措置については告示に規定することとしており、完了検査時に確認すべき事項については技術的助言等でお示しする予定です。</p>
<p>住宅入居後に、当該建築物の所有者等が、国土交通大臣が定める基準に適合しない照明設備に取り換えた場合の建築基準法上の扱いについて明確にすべき。</p>	<p>令第19条第3項ただし書の規定に適合しなくなった場合は、違反となります。</p>